

防衛省訓令第113号

駐留軍等労働者の給与及び旅費に関する訓令を次のように定める。

平成19年8月25日

防衛大臣 小池 百合子

駐留軍等労働者の給与及び旅費に関する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、駐留軍等労働者（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊又は日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第15条第1項（a）に規定する諸機関に労務を提供するため、国が雇用する者をいう。以下同じ。）の給与及び旅費に関し必要な事項を定めるものとする。

(給与の支給額の決定等)

第2条 地方防衛局長又は地方防衛事務所長（以下「地

方防衛局長等」という。)は、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構支部長(以下「支部長」という。)から駐留軍等労働者の給与の支給に関する書類の送付を受けたときは、給与の支給額を決定し、これを当該労働者に支払うものとする。

(給与の支払事務の銀行委託)

第3条 地方防衛局長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、駐留軍労働者等に支払うべき給料その他の給与の支払事務の処理の特例に関する法律(昭和25年法律第5号)の規定に基づき給与の支払に関する事務の一部を銀行に委託することができる。

(1) 給与の支払に関する事務を銀行に委託することが当該事務に要する経費の節減となり、及び当該事務の安全かつ効率的な処理となる場合

(2) 前号に掲げる場合のほか、交通の不便その他特殊事情により給与の支払に関する事務を銀行に委託することが適当である場合

(旅費の支給額の決定等)

第4条 地方防衛局長等は、支部長から、駐留軍等労働者の旅費の支給に関する書類の送付を受けたときは、旅費の支給額を決定し、これを当該労働者に支払うものとする。

(報告)

第5条 地方防衛局長は、第2条及び前条の規定による支払について、地方協力局長に報告するものとする。

(細目)

第6条 この訓令に定めるもののほか、駐留軍等労働者の給与及び旅費に関し必要な事項は、地方協力局長が定める。

附 則

この訓令は、平成19年9月1日から施行する。